

資料 7

地方独立行政法人北松中央病院

第5期中期目標検討資料

(項目別検討)

第5期 中期目標（案）**第1 中期目標の期間**

第5期中期目標の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とする。

団塊の世代が、75歳となる2025年（平成37年）に向け、医療を取り巻く環境が、今後さらにめまぐるしく変化することが想定される。そのような状況への対応を考慮した場合、法で規定する最短の期間である3年間（地方独立行政法人法第25条第1項）で設定することが妥当であると判断するもの。

地方独立行政法人法

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第4期中期目標**第1 中期目標の期間**

第4期中期目標の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とする。

第4期中期計画**第1 中期計画の期間**

第4期中期計画の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とする。

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（1）地域の実情に応じた医療の提供

北松中央病院は、**当該地域における**人口の減少傾向や著しい高齢化及び疾病構造や地域医療の変化を踏まえ、地域住民に安定した適切な入院・外来の医療を提供するとともに、患者及びその家族の視点に立ち、安全で安心な質の高い医療を提供すること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

「当該地域」の中核病院として、内科医 9 名（内非常勤医 1 名）と**外科医 1 名**で、入院・外来機能を維持し、地域住民に安定した医療を提供している。（別紙「北松中央病院中期ビジョン」**9～11**頁参照）

また、糖尿病、整形外科、脳神経外科及び神経内科の慢性疾患は非常勤医師にて診療を行っており、当該地域の医療の質の確保に積極的に尽力している。

今後、現行診療体制の維持はもちろん充実を図る必要がある。

そのためにも、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（1）地域の実情に応じた医療の提供

北松中央病院は、佐世保・県北地域を中心としたこの地域において、人口の減少傾向や著しい高齢化及び疾病構造や地域医療の変化を踏まえ、地域住民に安定した適切な入院・外来の医療を提供するとともに、患者及びその家族の視点に立ち、安全で安心な質の高い医療を提供すること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

（1）地域の実情に応じた医療の提供

県北地域の住民の高齢化や地域の診療所などの医療機関の減少に対応した入院・外来機能をこれまでと同じように保持し、地域住民に安定した医療の提供を続ける。

また、糖尿病内科、整形外科、脳神経外科、神経内科の慢性疾患は非常勤医で対応していく。さらに、地域に必要な診療科等の新設に可能な限り取り組む。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
延入院患者数(人)	41,000	41,732	41,000	38,891	40,400		41,500
入院診療単価(円)	32,200	31,059	31,000	31,808	31,400		32,200
延外来患者数(人)	61,900	62,146	62,200	60,801	61,500		61,900
外来診療単価(円)	15,600	15,979	15,900	16,584	16,200		15,300
病床利用率(%)	64.4	65.5	75.0	70.0	76.9		65.3
平均在院日数日	17.0	19.2	19.0	16.7	17.6		17.4

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（2）高度・専門医療

各診療科においては、それぞれが高度な専門的な医療を継続するために、学会や講演会等で研修を受講し、質の向上に努めるとともに、高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を計画的に行い、当該地域における他の医療機関では担うことが困難な高度・専門医療を提供すること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

内科系を中心に、当該地域の診療所等では行えない高度・専門医療の提供を行い、地域における医療の質の維持に努めている。そのため、スタッフのスキル向上のための研修等を積極的に取組み、また、治療に必要な高度医療機器の更新・導入にも努めている。（別紙「北松中央病院中期ビジョン」11 参照）

今後も、北松中央病院において当該地域における高度・専門医療の拠点として医療の提供を行う必要があるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（2）高度・専門医療

各診療科目においては、それぞれが高度な専門的な医療を継続するために、学会や講演会等で研修を行い資質の向上に努めるとともに、高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を計画的に行い、地域における他の医療機関では担うことが困難な高度・専門医療を提供すること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

（2）高度・専門医療

呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科、外科医がそれぞれ高度な専門的な医療を継続するために、学会や講演会などでの研修を行うとともに高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を行い、これに併せて、医療スタッフの研修などを通して病院全体のスキルの向上を行う。

【呼吸器内科】診療圏域における唯一の病院勤務医の呼吸器専門医の指導のもと死因の第 3 位を占める肺炎やがんの中で死亡率の高い肺がんの診断・治療を中心に診療を行う。

【循環器内科】診療圏域で唯一の心臓カテーテル検査・治療ができる施設として、循環器専門医の指導のもと虚血性心疾患の診断・治療を中心に、高血圧や不整脈など循環器疾患の診療を行う。

【消化器内科】診療圏域における唯一の病院勤務医の消化器内科医、内視鏡医が勤務する病院として、緊急の消化管出血の診断・治療にあたるとともに、肝炎の診断・治療や消化器がんの診断、治療を行う。

【腎臓内科】診療圏域における唯一の腎臓内科医が勤務する病院として保存期腎不全患者の教育、治療を行い、また、増え続ける地域の透析医療を支える。

【外科】外科医と消化器内科医は協力して消化器疾患の診断・治療にあたる。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
MR I 検査装置利用件数	720 件	842	750	799	790		720
CT 検査装置利用件数	3,600 件	3,852	3,700	4,052	3,800		3,650
血管造影装置利用件数	260 件	202	200	165	220		260
内視鏡検査件数	3,000 件	3,342	3,400	3,577	3,350		3,000
透析件数	19,500 件	19,417	19,400	19,009	19,400		20,000

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（3）救急医療

地域の医療機関ならびに救急隊との連携及び役割を踏まえ、地域住民の生命を守るため、できる限りの救急搬送を受け入れ、当該地域において初期・二次救急医療を提供すること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

平戸・松浦消防区域内から管外への救急搬送される場合、概ね 4 人に 1 人は北松中央病院に搬送されている状況である。また、潜竜徳田循環器科内科整形外科病院が平成 28 年 9 月末で救急告示を取り下げた事により、この地域における救急医療を担う病院は北松中央病院のみとなっている。

このように、旧県北医療圏全体を見た時の救急医療の拠点として北松中央病院が中核となって当該地域の救急医療を担っており、当該地域の救急患者受入れにより、結果として旧佐世保市内における救急病院群への医療供給調整を行っている。

（別紙「北松中央病院中期ビジョン」13・14 及び 18 参照）

今後も、北松中央病院において当該地域における救急医療の拠点として医療の提供を行う必要があるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（3）救急医療

地域の医療機関等との連携及び役割を踏まえ、地域住民の生命を守るため、できる限りの救急搬送を受け入れ、地域において初期・二次救急医療を提供すること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

（3）救急医療

地域住民の生命を守るため、内科・外科ともにできる限り多くの救急搬送を受け入れ、地域で 1 次・2 次医療の完結率の高い救急医療を目指す。

また、北松中央病院で診断治療困難な症例においては、迅速に 2 次・3 次医療へ繋げる。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
救急車搬送受入件数（件）	620	586	580	538	580		620
救急外来患者数（人）	2,900	2,551	2,480	2,411	2,500		2,900
時間外外来患者数（人）	2,280	1,965	1,900	1,873	1,920		2,280
2 次医療完結率（救急車搬入中北松中央病院での診療完結率）（%）	95.0	95.6	95.0	93.5	95.0		95.0

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（4）生活習慣病（予防）への対応

当該地域の生活習慣病等の早期発見と予防のために、各種健診を実施するとともに、糖尿病患者等への生活習慣改善指導の実施に努めること。

また、食事療法、運動療法等による血糖値管理などを行うと同時に、血液浄化センターの機能を活かした透析患者の治療にあたること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【D】評価

特定健診や特定保健指導実施のための新たな医師・保健師の確保ができず特定健診等が未実施となる状況が続いている。

この厳しい状況は、当該地域における医師確保の状況等を考えると、今後改善される可能性は非常に低い。

現在、糖尿病に対する指導等は院内専門医により行っているが、企業健診やがん検診は、院内医師が持ち回りでなんとか実施できているのが実情である。

【27 年度健診等実績：件】（ ）内は 26 年度 ⇒ 1,046 件(979 件)

内訳・成人病 627 件(584 件)・企業健診 289 件(288 件)・原爆 9 件(8 件)・人間ドック 32 件(22 件)・がん 89 件(77 件)

当該地域住民の、成人病等への罹患率や死亡率を下げ、生活習慣病の予防ためには、特定健診への取組みは大切ではあるが、北松中央病院の慢性的な医師不足等を考えると、まずは診療体制を整え、安定した医療の提供を維持することを優先する必要がある。

当項目については、北松中央病院が当該地域の中心となり糖尿病患者等生活習慣病の予防、また併せて可能な範囲でのがん検診等については、引き続き行う必要があるため再掲する必要があるが、今回は、医師確保等が難しい状況を考慮し、「特定健診」についての掲載は削除することとした。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（4）生活習慣病（予防）への対応

生活習慣病（予防）のため、院内での密な連携のもと糖尿病患者等への生活習慣改善指導を行うと同時に、特定健康診査・特定保健指導の実施に努めること。

また、食事療法、運動療法等による血糖値管理などを行うと同時に、血液浄化センターの機能を活かした透析患者の治療にあたること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

（4）生活習慣病（予防）への対応

非常勤の糖尿病専門医との密な連携のもと糖尿病患者へ糖尿病療養指導士 15 名のチームワークで、食事、運動の教育、指導、服薬、インスリン注射指導、フットケア、日常生活指導を専門的に行っていく。

さらに、合併症としての心筋梗塞や糖尿病性腎症に対応する機能を継続して保持し、平成 24 年度に拡充した血液浄化センターを用いて急増する腎不全患者に対応する。また、新たな医師や保健師の確保に努め、糖尿病などの生活習慣病を未然に防ぐため特定健康診査・特定保健指導の実施を行う体制作りを努める。

区分	26 年度		27 年度		28 年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
健康相談等への住民参加者数	350	257	350	396		

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（5）感染症医療・災害対策

感染症医療については、感染症指定医療機関として関係機関と連携し、**当該地域における感染症診療の中核的役割を果たすこと。**

また、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、必要となる医療救護活動を実施できる体制を維持し、迅速な対応が行えるようにすること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

感染症対策については、第 2 種感染症指定病院として、新型インフルエンザなどパンデミックを引き起こす可能性のある強い感染症に対して、院内訓練はもちろん、感染防護衣の整備、感染症病床への感染対策空気清浄ユニットの導入など環境整備に努めるなど、能動的な対応が可能となるよう体制を整備している。

また、災害対策については、有事の際のために、院内訓練や、災害派遣チーム研修への積極的な参加を行うなど、当該地域の拠点としての体制整備を行っている。また佐世保市総合医療センターと同様 DMA T チーム保持し、今年 4 月の熊本大震災時は、県の要請を受け現地支援を実施している。

今後も、当該地域における感染症医療・災害対策の拠点としての責務を担う必要があるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（5）感染症医療・災害対策

感染症医療については、感染症指定医療機関として関係機関との連携の下、**県北地域において感染症診療の中核的役割を果たすこと。**

また、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、必要となる医療救護活動を実施できる体制を維持し、迅速な対応が行えるようにすること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

（5）感染症医療・災害対策

呼吸器感染症を専門とする理事長の指導の下、感染症指定医療機関として 2 床の第 2 種感染症病床を活用し、**県北地域において感染症診療の中核的役割を果たす。**また、新型インフルエンザなどの発生を想定した訓練などを定期的に地域の保健所と協力し行う。さらに、大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、必要となる医療救護活動を実施できる体制を維持し、迅速な対応が行えるように定期的な訓練を行う。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
災害医療訓練の回数	2	4	3	2	3		2
災害医療研修の回数	3	3	3	4	3		3

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（6）在宅への復帰支援

患者の早期の在宅復帰を支援するため、**患者の状態に応じたリハビリテーション等の充実に努めること。**

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

北松中央病院は、中期目標に基づく中期計画の取組みの中で、在宅での療養が不安な患者が、安心して自宅で過ごせるよう、急性期医療脱し病状が安定した患者へのリハビリや心身回復のための支援を行う、地域包括ケア病床を 15 床平成 27 年度に設置した。（別紙「北松中央病院中期ビジョン」19 頁参照）

医療資源の不足が深刻な当該地域において、患者が退院後、自宅で早期に通常の生活が送れるようにすることが必要であると見え、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（6）在宅への復帰支援

患者の早期の在宅復帰を支援するため、急性期及び回復期リハビリテーションの強化を行なうこと。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

（6）在宅への復帰支援

急性期及び回復期リハビリテーションを実施することにより、患者の早期の在宅復帰を支援するために、これまで拡充したリハビリ室とスタッフを用いて継続的な急性期及び回復期リハビリテーションを行う体制を維持する。また、より専門性を高めるために、定期的なスタッフの研修を行う。さらに、高次医療機関から回復期リハビリテーションが必要な患者を積極的に受け入れ、在宅への復帰を支援する。また、平成 24 年度から稼働している地域唯一の心臓リハビリセンターを用いて、心筋梗塞後や慢性心不全後、大血管手術後の患者の在宅復帰の支援を行う。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
脳血管疾患単位数(単位)	11,400	8,544	8,500	8,340	8,900		12,000
運動器単位数(単位)	14,600	15,760	16,000	15,339	15,800		15,000
心大血管疾患単位数(単位)	4,700	6,048	6,000	5,540	5,500		4,800
呼吸器疾患単位数(単位)	940	361	450	770	650		1,000
理学療法士の確保数(名)	7	8	8	7			7
作業療法士の確保数(名)	2	2	2	2			2
言語療法士の確保数(名)	—	—	—	—	—		1

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（7）介護保険サービス

在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するため、在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供すること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

北松中央病院は、退院後も、直営の訪問看護ステーション「たんぼぼ」の看護師が中心となり、家庭を訪問し療養の相談・手伝い等主治医の指示のもとに医療的なケアを行っている。

医療資源の不足が深刻な当該地域においては、北松中央病院による在宅サービスは、さらに重要となると考え、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

（7）介護保険サービス

在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するため、在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を引き続き提供すること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域で担うべき医療の提供

（7）介護保険サービス

在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するために在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を引き続き提供する。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
居宅介護支援事業における居宅稼動件数（件）	560	515	560	548	540		565
訪問看護における訪問件数（件）	3,900	3,843	4,000	4,137	4,000		3,900
MSW相談件数（件）	400	374	370	292			

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

2 医療水準の向上

（1）医療スタッフの人材確保

当該地域に必要な質の高い医療の提供を維持するため、引き続き、医師、看護師、その他のスタッフの確保に努めること。また、スタッフの教育体制、診療環境の向上、育児支援等の充実を図り、魅力ある病院づくりに努めること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

北松中央病院は、質の高い医療を継続して安定提供するために、医学生、看護学生等への修学資金の貸付け等、将来のスタッフ確保に努めており、また、研修体制の充実や労働環境の整備にも取り組んでいる。今後も当取組みは重要であると考え、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

2 医療水準の向上

（1）医療スタッフの人材確保

地域に必要とされる質の高い医療を持続的に提供するためには、安定した診療体制の維持が必要であることから、医師、看護師、その他のスタッフの確保に努めること。

また、スタッフの教育体制、診療環境の向上、育児支援等の充実を図り、魅力ある病院づくりに努めること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 医療水準の向上

（1）医療スタッフの人材確保

地域に必要とされる医療を安定的に高い水準で提供するため、優秀な医師、看護師、その他のスタッフの確保が不可欠であり、その確保に努める。また、5～10 年後の医師、看護師を確保するため、すでに開始している自主財源による医学生、看護学生に対する修学資金について、本中期計画期間中も県内高校、予備校、大学医学部、看護学校などに積極的に周知を図り、将来の医療スタッフの確保の基盤づくりを行う。現在の充足率の満たない医師数で高い診療レベルを維持するために医師負担を軽減する必要がある、医師の事務作業負担の軽減、当直業務の軽減などを図り、併せて看護師の負担軽減に努める。また魅力ある病院にするために、研修の強化とともに、すでに平成 22 年 4 月から開園した院内保育所に加えて、平成 25 年 4 月に建築した看護師寮を活用し医療スタッフの獲得を行う。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
医師の確保数（常勤医）	8	8	8	8			9
医師の確保数（非常勤）	2	2	2	2			2
看護師の確保数	127	127	129	124			122
准看護師の確保数	13	11	11	11			10
薬剤師の確保数	4	4	3	3			4
管理栄養士（栄養士含む）の確保数	—	—	—	—			4
診療放射線技師の確保数	6	6	6	6			6
理学療法士の確保数（再掲）	7	8	8	7			7
作業療法士の確保数（再掲）	2	2	2	2			2
言語療法士の確保数（再掲）	—	—	—	—			1
臨床検査技師の確保数	12	12	12	12			11
臨床工学技士の確保数	2	1	2	1			2
修学生（医師）	—	—	—	—			4
奨学生（看護師）	—	—	—	—			8
給与費比率（%）	55.0	54.8	56.4	56.1			54.9

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

2 医療水準の向上

（2）医療スタッフの専門性及び医療技術の向上

医療スタッフ（事務部門を含む）においては、関連する研修会・勉強会・学会に参加し、各々の専門知識の修得と技術の向上に努めること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

医療技術の向上については、各部門で行動目標を設定し、その達成に向け、研修や勉強会等を積極的に行っており、今後も当取り組みは継続して行うことが必要かつ重要であるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

2 医療水準の向上

（2）医療スタッフの専門性及び医療技術の向上

医療スタッフにおいては、各々の専門分野の医療技術の向上に関して、積極的に関連する研修会・勉強会・学会に参加し、その専門知識の取得と技術の向上に努めること。

また、職員は専門資格の取得に努め、幅広い業務範囲に対応し、医療技術へのサポート体制を高めることにより効率的・効果的な病院経営に寄与すること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

2 医療水準の向上

（2）医療スタッフの専門性及び医療技術の向上

看護師、コメディカルスタッフは、各々の専門分野において、積極的に関連する研修会・勉強会・学会に参加し、その専門知識の取得と技術の向上に努める。また、必要に応じてあるいは各職員の意欲により、専門資格の取得に努め、幅広い業務範囲に対応し、医療技術へのサポート体制を高めることにより効率的・効果的な病院経営に寄与する。

区分	26 年度		27 年度		28 年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
看護師の研修会等参加延べ人数	2,400	2,799	2,500	2,624		
薬剤師の研修会等参加延べ回数	100	118	100	108		
診療放射線技師の研修会等参加延べ回数	25	26	25	31		
臨床検査技師の研修会等参加延べ回数	100	115	100	110		
理学療法士の研修会等参加延べ回数	40	45	40	46		
作業療法士の研修会等参加延べ回数	15	19	15	19		
臨床工学技士の研修会等参加延べ回数	7	9	9	9		

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
糖尿病療養指導士	15	15	15	17	17		16
ケアマネージャー	10	10	10	10	10		10
心臓リハビリテーション指導士	4	4	4	6	6		5
内視鏡認定技師	6	6	6	6	6		6

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

2 医療水準の向上

（3）医療人材の育成

医師、看護師、**薬剤師**などの医療系学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努めること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

北松中央病院は、当該地域の中核となる公立病院として、医療者を目指す学生を積極的に受入れ研修を行う役割を担っている。

このことへの取組みは永続的に必要であり、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

（4）医療人材の育成

看護師、**薬剤師**、理学療法士などの医療系学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努めること。

第 4 期中期計画

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な運営管理体制の確立

（4）医療人材の育成

薬剤師、管理栄養士、理学療法士の学生を受け入れてきたが、今後の看護師確保の必要性から、今後は看護学生も臨床研修を行えるように院内整備していく。

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

2 医療水準の向上

（4）臨床研究の推進・医療の質の向上

長崎大学等を中心とした研究に参加し、共同研究を行うことにより、その成果の臨床への導入を推進し、医療の発展に寄与すること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

近年の状況は、長崎大学を中心とする 3～4 件の臨床研究に参加する形での共同研究が行なわれており、概ね計画どおり進んでいるが、治験については実績がなく、また、院内に治験コーディネーター等の専門資格または専任スタッフの配置も厳しい状況であるため、今回、治験については中期目標の項目から除外した形で次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

2 医療水準の向上

（3）臨床研究及び治験の推進・医療の質の向上

臨床研究については、長崎大学等を中心とした研究に参加し、共同研究を行うことにより、その成果の臨床への導入を推進し、医療の発展に寄与すること。

治療の臨床試験については、医療の質に関する客観的なデータの収集・分析などを通じて、質の高い医療を提供すること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 医療水準の向上

（3）臨床研究及び治験の推進・医療の質の向上

臨床研究・治験について、専門グループによる研究・発表などに積極的に取り組み、その専門性を高め、医療の発展に寄与する。医療の質に関する客観的なデータの収集・分析などを通じて、質の高い医療を提供する。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
治験実施件数	1	0	1	0	1		1
臨床実施件数	4	3	4	4	4		4

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（1）待ち時間の改善

診察、検査、手術等の待ち時間の改善を図ることで、患者サービスの向上に努めること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

待ち時間の改善について、毎年待ち時間調査等を行い実態把握し改善に努めることは、患者サービス向上において大切なことであるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（1）待ち時間の改善

診察、検査、手術等の待ち時間の改善を図ることで、患者サービスの向上に努めること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者サービスの向上

（1）待ち時間の改善

患者サービスを向上させるため、外来診察時の待ち時間の改善に努める。検査や小手術については、ほとんど待ち時間のない現状の体制を維持する。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画に記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
外来待ち時間に関する満足度 (%)	37.0	32.1	33.0	34.2	33.1		37.0
予約時間から会計終了まで (分)	41	43	42	42	42		40

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（2）院内環境の快適性向上

患者や来院者**に対し**、より快適な環境を提供するため、プライバシーの確保等に配慮した院内環境の整備に努めること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

院内環境の快適性向上については、毎年度、施設改修（外来トイレ改修、病床個室の増設、防水補修工事など）を段階的に行っており、今後も当取組みについては、当然継続して行う必要であるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（2）院内環境の快適性向上

患者や来院者を中心とした、より快適な環境を提供するため、プライバシーの確保等に配慮した院内環境の整備に努めること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者サービスの向上

（2）院内環境の快適性向上

患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修及び補修をきめ細かく実施するとともに、病床稼働率などを見ながら一部病床の個室への転換など患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（3）患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底

患者に対する満足度調査を引き続き定期的実施し、その意見や要望等について速やかに対応するとともに、分析・検討を行い、患者満足度の向上に努めること。

患者を中心とした医療を展開するため、患者自らが医療の方針に合意することが出来るよう、インフォームドコンセント（※1）の徹底に努めること。

※1 informed consent 患者が医師から治療法などを十分に知らされたうえで同意すること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

（3）患者満足度の向上は、患者サービス向上における重要な指標であり、インフォームドコンセントの徹底は、義務であるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（3）患者満足度の向上・インフォームドコンセント

患者に対する満足度調査を引き続き定期的実施し、その意見や要望等について速やかに対応するとともに、分析・検討を行い、患者満足度の向上に努めること。

患者を中心とした医療を展開するため、患者自らが医療の方針に合意することが出来るよう、インフォームドコンセント※1の徹底に努めること。

※1 informed consent 患者が医師から治療法などを「十分に知らされたうえで同意」すること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者サービスの向上

（3）患者満足度の向上・インフォームドコンセント

患者に対する満足度調査を引き続き定期的実施し、満足度の低い項目については、その要因を解析し、具体的な対応を可能な限り行う。また、患者満足度調査の項目については、毎年その内容を吟味検討し、より実態に即した項目の調査を行う。

患者と医療者の相互理解を深めるために、できる限り、文書や映像などを利用したインフォームドコンセントを行う。また、患者に対するインフォームドコンセント自体が医師の時間的負担にならないように、研修を行ったコメディカルスタッフが補助的な説明を行う。

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（4）職員の接遇向上

患者に対して温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上に努めること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

（3）職員の接遇向上は、当然継続しなければならない取組みあるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（4）職員の接遇向上

患者に対して温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上に努めること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者サービスの向上

（4）職員の接遇向上

温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上のために、接遇に対する院内講演会などを定期的実施する。

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（5）医療安全対策の実施

院内感染防止対策を実施し、患者に信頼される良質な医療を提供すること。また、院内・院外を問わず医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策に努めること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

医療安全対策については、医療安全管理委員会を中心に、各部会の総括的役割を担い安全な医療環境が提供できるよう、各委員会が円滑に機能するための助言、指導をはじめとした現場にフィードバックできる縦断的かつ横断的なシステムづくりに努めており、医療安全対策の徹底は大切である。

よって、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

3 患者サービスの向上

（5）医療安全対策の実施

院内感染防止対策を実施し、患者に信頼される良質な医療を提供すること。また、院内・院外を問わず医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策に努めること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 患者サービスの向上

（5）医療安全対策の実施

理事長が委員長を勤める医療安全管理委員会を頂点とした、院内感染対策委員会、リスクマネジメント部会、医薬品安全管理部会、医療機器安全管理部会及び褥瘡対策委員会が活発に活動し啓蒙を繰り返し行うことで安全な医療を確保していく。また院内で発生した、または発生しそうな医療安全上の問題点については、職員全員が情報を共有し、医療安全委員会委員長の指示のもと、問題が起こらないようなシステムへと改善していく。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
医療安全管理委員会の開催回数(回)	12	12	12	12	12		12
院内感染対策委員会の開催回数(回)	12	12	12	13	12		12

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

4 地域医療機関等との連携

（1）地域医療機関との連携

限られた地域の医療資源の中において、それぞれの機能に応じて適切な役割分担と連携を図り、適切な医療サービスを提供するため、**当該地域**の医療機関との連携の強化・機能分担を図ること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

2025 年（平成 37 年）に向け、医療を取り巻く環境がめまぐるしく変化するなか、当該地域の医療機関や介護施設等の構成も大きく変動することが予想される。

北松中央病院は、今後当該地域の中核として、医療機関等との連携体制の構築・強化を推進していくが重要な責務となる。よって、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

なお、クリティカルパスの作成及び適用等の実務的な事項については、中期計画・年度計画にて明記すべきと思われるため、中期目標には記載しないこととする。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

4 地域医療機関等との連携

（1）地域医療機関との連携

限られた地域の医療資源の中において、それぞれの機能に応じて適切な役割分担と連携を図り、適切な医療サービスを提供するため、地域の医療機関との連携の強化・機能分担を図ること。

また、標準的かつ効率的な医療を提供するため、クリティカルパス※1 の作成及び適用を進め、医療の質を確保しつつ効率的な医療が提供できる環境を整えること。

※1 critical path 診療経路。医師が示す、入院から退院までの治療計画表

地域連携クリティカルパス：急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 地域医療機関等との連携

（1）地域医療機関との連携

一般病床の少ない診療圏の入院機能を担うため、地域の診療所などとの連携に必要な開放型病床を継続し、循環器をはじめとする専門領域は、標準的かつ効率的な医療を提供するため、クリティカルパスの作成および適用を進め、地域の医療の質を確保しつつ効率的な医療が提供できる環境を整える。

区分	26 年度		27 年度		28 年度		第 4 期中期計画記載 の 28 年度目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
クリティカルパスの種類数	3	3	3	3	3		3
クリティカルパスの適用数	5	4	4	3	4		5

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

4 地域医療機関等との連携

（2）地域医療への貢献

地域医療機関等との研修会や研究会を開催するなど、地域医療の質を高めるとともに、質の高い医療の提供が出来る仕組みづくりに努め、地域医療に貢献すること。

また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、当該地域において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

北松中央病院は、当該地域中核として、当該地域の医療の質の向上及び維持のために、地域の医療者に対する研修会の開催等に努める必要がある。

また、地域の医療機関や介護福祉施設との連携・協力体制の中心的役割を引き続き担わなければならない。よって、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

4 地域医療機関等との連携

（2）地域医療への貢献

地域医療機関等との研修会や研究会を開催するなど、地域医療の質を高めるとともに、質の高い医療の提供が出来る仕組みづくりに努め、地域医療に貢献すること。

また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、地域において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

4 地域医療機関等との連携

（2）地域医療への貢献

地域医療機関や福祉施設などと合同の研修会や研究会を開催し、地域医療の質を高めるとともに、初期救急蘇生法の訓練などを地域住民に対して継続して行う。また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、地域において必要とされる役割を積極的に果たす。

第 5 期 中期目標（案）

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

5 市の施策推進における役割

（1）市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたっては、積極的にこれに協力すること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【D】評価

【D】評価・・・中期計画に記載されている「特定健診のための医師、保健師の確保」が実現できていないため。

今後、市の施策推進における役割として重要となることは、地域医療構想に基づく当該地域における「あるべき医療提供体制」実現への協力である。

「地域で取り組みを進めるにあたっての基本的な方針」（地域医療構想概要より抜粋）

- ① 地域で必要となる急性期、慢性期病床の姿を描き、病床機能の転換等を図る。
- ② 医療機関が比較的多い都市部においては、急性期から回復期まで一つの病院で完結する「病院完結型」ではなく、医療機関の機能分化・連携による「地域完結型」の医療を推進する。
- ③ 国の動向等をみながら、機能分化・連携による回復期病床の確保、在宅医療等の体制整備を重点的に推進したうえで、地域の医療需要に応じた医療提供体制の実現を図る。

北松中央病院は、上記「地域で取り組みを進めるにあたっての基本的な方針」を念頭におき、市の施策推進に協力していかなければならない。よって、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

中期目標

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項

5 市の施策推進における役割

（1）市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたっては、積極的にこれに協力すること。

第 4 期中期計画

第 2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

5 市の施策推進における役割

（1）市の保健・医療・福祉行政との連携

行政が推進する予防医療の実現に向け、現在まで行ってきた企業健診、がん検診、人間ドックなどを継続する。また、特定健診ができるように医師、保健師の確保に努める。

第 5 期 中期目標（案）

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、不断の業務運営の見直しを行うことにより、より一層の効率的な業務運営体制の確立を図ること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

当該地域の住民に対し、必要な高度医療等を安定的に提供していくためには、健全な業務運営を継続していくことが大切である。

従って、効率的な業務運営への取組みは永続的に必要であり、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

（1）効率的な業務運営

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、不断の業務運営の見直しを行うことにより、より一層の効率的な業務運営体制の確立を図ること。

第 4 期中期計画

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な運営管理体制の確立

（1）効率的な業務運営

効率的な業務運営のため、毎月開催される理事会で業務運営方針を決定し決定事項に則した業務が効率的に行えるよう毎月各部門の責任者が出席する経営戦略会議を開催し、職員全員に周知徹底する。

区分	26 年度		27 年度		28 年度	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績
病院運営戦略会議の開催回数	12	12	12	12		

第 5 期 中期目標（案）

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 事務部門の専門性の向上

病院経営、診療報酬制度など病院特有の事務に精通した職員を確保・育成することにより、専門性の維持及び向上を図ること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

当該地域の住民に対し、必要な高度医療等を安定的に提供していくためには、健全な業務運営を継続していくことが大切である。

事務部門においては、民間とは違い、地方独立行政法人法に基づく病院経営や、医療法の順守、2 年に一度改正される診療報酬への対応等非常に高い専門性を求められるため、これらに対応できる職員を採用・育成しなければならない。

このことへの取組みは永続的に必要であり、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

(2) 事務部門の専門性の向上

医療保険・診療報酬制度など病院特有の事務に精通した職員を確保・育成することにより、専門性の向上を図ること。

第 4 期中期計画

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な運営管理体制の確立

(2) 事務部門の専門性の向上

医事部門においては、定期的な院内研修、院外研修を行い、診療報酬改定に対応できる専門職員を育成する。また、専門性の高い医療クラークを育成し、医師、看護師の書類作成などの補助を行い、医療スタッフの負担の軽減を図る。

第 5 期 中期目標（案）

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

3 職員満足度の向上

職員を適材適所に配置することで、効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることが出来る職場環境の整備に努めること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

当該地域の住民に対し、必要な高度医療等を安定的に提供していくためには、職員が健全でなければならない。職員の能力や専門性を考慮し、ストレスなく効率的に業務を行える環境を整えることは、病院の責務である。このことへの取組みは永続的に必要であり、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

（3）職員満足度の向上

職員を適材適所に配置することで、効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることが出来る職場環境の整備に努めること。

第 4 期中期計画

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な運営管理体制の確立

（3）職員満足度の向上

適材適所に人材を配置することで、効率的な職場を実現し、ストレスなく働ける職場環境を整える。また、短時間勤務など職員のニーズにあった勤務形態なども考慮していく。

第5期 中期目標（案）

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

公的病院として、安定した医療を提供していくための経営基盤を維持すること。

本項目は、中期計画に基づく26、27年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価
健全経営のためには、経営基盤の確立は必須であり、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第4期中期目標

第4 財務内容の改善に関する事項

公的病院として、安定した医療を提供していくための経営基盤を確保するため、業務運営の改善及び効率化を推進し、中期目標期間中に経常収支比率を100%以上にし、資金運用バランスの健全化を維持すること。

第4期中期計画

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成26年度～平成28年度）

2 収支計画（平成26年度～平成28年度）

3 資金計画（平成26年度～平成28年度）

第 5 期 中期目標（案）

第 4 財務内容の改善に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

（1）収益の確保

医療制度の改正や診療報酬改定等、医療環境の変化に迅速かつ的確に対処することで収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止ならびに未収金の防止対策を行い、早期回収に努めること。

本項目は、中期計画に基づく 26、27 年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価

当該地域の住民に対し、必要な高度医療等を安定的に提供していくためには、経営が健全でなければならず、診療報酬改定の内容に応じた増収への取組みが必要である。

このことへの取組みは永続的に必要であり、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

※ 「第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」より移行する。

第 4 期中期目標

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

（1）収益の確保

病床利用率の向上や医療制度の改正に的確に対処すること、さらに法人が保有する資源の有効活用により、収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の防止対策と早期回収に努めること。

第 4 期中期計画

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2 収益の確保と費用の節減

（1）収益の確保

収益の確保のためには医師の確保が前提であり、中期計画期間は、関係機関に働きかけを続け、医師のこれ以上の減員を回避する。また、病床利用率の向上や医療制度の改正に的確に対処するために病棟の再編などを積極的に行う。さらに北松中央病院が保有する資源の有効活用により、収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の防止対策と早期回収に努める。

第5期 中期目標（案）

第4 財務内容の改善に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

(2) 費用の節減

人件費比率の適正化、医薬品・診療材料・医療機器等の購入方法の見直し、後発医薬品の導入促進など費用の節減に努めること。

本項目は、中期計画に基づく26、27年度計画において、自己評価、年度評価ともに【C】評価
健全経営のためには、費用の節減への取組みは必須であり、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

※ 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」より移行する。

第4期中期目標

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

2 収益の確保と費用の節減

(2) 費用の節減

医薬品・診療材料の購入方法の見直しなどによる経費の抑制をはじめ、不必要な光熱水費の節減、事務用品費などの経費を抑制し、より一層の経費節減に努める。

第4期中期計画

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2 収益の確保と費用の節減

(2) 費用の節減

医薬品・診療材料の購入方法の見直しなどによる医薬品費、診療材料費の抑制をはじめ、不必要な光熱費、水道の節減、雑貨、事務用品の納入先の変更などにより経費を抑制し、より一層の経費節減に努める。

第 5 期 中期目標（案）

第 5 その他業務運営に関する重要事項

1 財務体質の強化に関する特記

公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第 8 5 条第 2 項の**規定の**とおり独立採算による経営を原則とされている。本市においても、同条第 1 項の規定に基づき設置者が公営企業型地方独立行政法人に対して負担するものとされている経費を除いて、原則として設置者は負担しないということを踏まえ、さらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

務実績報告では、評価対象外としている。

基本的事項であるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第 4 期中期目標

第 5 その他業務運営に関する重要事項

（1）財務体質の強化に関する特記

公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法第 8 5 条第 2 項のとおり独立採算による経営を原則とされている。本市においても、同条第 1 項の規定に基づき設置者が公営企業型地方独立行政法人に対して負担するものとされている経費を除いて、原則として設置者は負担しないということを踏まえ、さらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

第 4 期中期計画

第 9 その他業務運営に関する重要事項

1 財務体質の強化に関する特記

平成 1 7 年に独立行政法人化以降、企業会計を貫き、黒字決算を続けてきたが、今後も保険診療の改定や地域住民の受診行動を把握しながら、迅速に対応し、より効率的な病院運営を迫及することで財務体質の強化に努める。

第5期 中期目標（案）

第5 その他業務運営に関する重要事項

2 法令・社会規範の遵守及び情報公開

地域住民に信頼される病院として、**当該地域の医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。**また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

業務実績報告では、評価対象外としている。

基本的事項であるため、次期中期目標への本項目の再掲を行うものである。

第4期中期目標

第5 その他業務運営に関する重要事項

（2）法令・社会規範の遵守及び情報公開

地域住民に信頼される病院として、**地域医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守すること。**また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

第4期中期計画

第9 その他業務運営に関する重要事項

2 法令・社会規範の遵守及び情報公開

地域住民に信頼される病院として、**地域医療機関の模範的役割を果たしていけるよう法令や社会規範等を遵守する。**また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組む。